

陳情第2号



元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を
地方自治法第百条に定められた委員会として開催することに関する陳情

【件名】 元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を地方自治法第百条に定められた委員会として開催することに関する陳情

【要旨】 元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会（以下当該委員会とする）を地方自治法第百条に定める委員会として開催することを陳情する

【理由】 当該委員会での議事録、中間報告をみると、引責辞任した前市長および副市长らの調査は行われているようであるが、その発言内容は不祥事の当事者の刑事ならびに民事裁判に影響があるからと、十分な聞き取り調査に応じていない。また前市長ならびに副市长らの調査だけで、多少なりとも関わりがあった市役所職員や民間事業者に対しても調査が行われていない。このような不十分な調査では不祥事の実態が市民に明らかにされることは難しく、不祥事の実態が闇に葬られることになる。当該委員会を地方自治法第百条に定める権限をもった委員会として開催することによってのみ、不祥事の全貌があきらかにされる。今後の不祥事再発を防ぐために今回の不祥事の全貌をあきらかにすることが必要である。

令和 3年 5月 24日
和光市議会議長 待鳥 美光 様

陳情代表者

住 所 和光市新倉3丁目6番38号

氏 名 天野 教之

（ほか署名者なし）

117